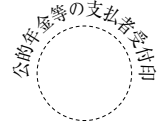


# 平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所轄税務署長等	公的年金等の支払者の名称	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
税務署長	公的年金等の支払者の法人番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名				
市区町村長	公的年金等の支払者の所在地	あなたの住所 又は居所	(郵便番号 - )	配偶者の有無	有・無		



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦又は寡夫のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭24.1.1以前生) 特定扶養親族 (平8.1.2生～平12.1.1生)	平成30年中の 所得の見積額	住所又は居所
		あなたとの続柄	生年月日			
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)					円	
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平15.1.1以前生)					円	
					円	
					円	
					円	

C 障害者、寡婦 又は寡夫	<input type="checkbox"/> 障害者	該当者	本人	同一生計 配偶者 (注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載についてのご注意」の7をお読みください。)
		区分			(人)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦	
		一般の障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫	
		特別障害者			(人)		
		同居特別障害者			(人)		

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( ) 内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、受給者(平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。  
2 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所

○住民税に関する事項

16歳未満の 扶養親族 (平15.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象 国外扶養親族	平成30年中の 所得の見積額
					平		
				平			円

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

◎この申告書は、あなたの公的年金等(確定給付企業年金や一定金額以下の公的年金等を除きます。)について、基礎的控除や人的控除を受けるために提出するものです。  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告」についてのご注意をお読みください。

◎ **申告についてのご注意**

**1 この申告書の提出が必要な人**

受給者の区分	この申告書の提出が必要な人
年齢 65 歳以上の人 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生)	平成 30 年中の公的年金等の見積収入金額が 158 万円以上（次に掲げる年金については 80 万円以上）の人 イ 独立行政法人農業者年金基金から支給される農業者高齢年金 ロ 国民年金基金又は国民年金基金連合会から支給される年金 ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会から支給される高齢年金給付 ニ 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から支給される退職共済年金、退職年金、旧職域加算年金給付及び所得税法施行規則で定める一定の年金
	年齢 65 歳未満の人 (昭和 29 年 1 月 2 日以後生)

(注) 1 次に掲げる公的年金等の支払を受ける人については、上記にかかわらず、この申告書を提出することはできません。

- イ 確定給付企業年金、適格退職年金、特定退職金共済制度に基づく年金
- ロ 外国の制度に基づく年金
- ハ 中小企業退職金共済制度に基づく分割退職金
- ニ 小規模企業共済制度の共済契約に基づく分割共済金
- ホ 平成 25 年厚生年金等改正法附則又は改正前の確定給付企業年金法の規定に基づく一定の年金
- ヘ 確定拠出年金の老齢給付金として支給される年金
- ト 石炭鉱業者年金
- チ 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（廃止前の国会議員互助年金法に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を除きます。）

- 2 受給者の年齢については、平成 30 年 12 月 31 日現在で判定します。
- 3 平成 30 年中の公的年金等の見積収入金額については、平成 30 年において最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況によります。

**2 この申告書の提出期限**

この申告書は、平成 30 年の最初の公的年金等の支払を受ける日の前日までに、支払者に提出してください。

**3 記載についてのご注意**

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。  
(注) 一定の要件の下、個人番号を記載しなくてもよい場合がありますので、公的年金等の支払者に確認してください。
- (2) 「公的年金等の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した公的年金等の支払者が、公的年金等の支払者の法人番号を記載してください。
- (3) 源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- (4) 控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合には、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。  
また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- (5) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (6) 「平成 30 年中の所得の見積額」欄には、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。所得の種類が公的年金等に係る雑所得である場合には、その年中の公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を差し引いた金額が公的年金等に係る雑所得の金額となります。  
なお、「平成 30 年中の所得の見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。  
公的年金等控除額は次のとおりです。

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控 除 額
年齢 65 歳以上の人 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生)	330 万円以下	120 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 37 万 5,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 78 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% + 155 万 5,000 円
年齢 65 歳未満の人 (昭和 29 年 1 月 2 日以後生)	130 万円以下	70 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 37 万 5,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 78 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% + 155 万 5,000 円

- (7) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。  
イ 障害者（特別障害者）・・・障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、個人番号（上記 3 (1)(注)と同じ）、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄、平成 30 年中の所得の見積額及び非居住者である場合にはその旨（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き記載を省略できます。）  
ロ 寡婦又は寡夫・・・死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成 30 年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、5 の「①寡婦」の口に掲げる寡婦、「②特別の寡婦」又は「③寡夫」である場合には、これらのほか平成 30 年中の所得の見積額
- (8) あなたの同一生計内に所得者が 2 人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者

である同一生計配偶者若しくは年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。

- (9) 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人（平成 15 年 1 月 2 日以後に生まれた人）について記載してください。  
なお、その人が控除対象外国外扶養親族<sup>(注 1)</sup>である場合には、「控除対象外国外扶養親族」欄に○印を付けてください。  
また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を平成 31 年 3 月 15 日までに住所所在地の市区町村に提出しなければなりません。<sup>(注 2)</sup>  
(注) 1 「控除対象外国外扶養親族」とは、国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢 16 歳未満である人をいいます。  
2 「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

**4 添付書類**

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者（特別障害者）が非居住者<sup>(注 1)</sup>である親族である場合には、その親族に係る「親族関係書類」<sup>(注 2)</sup>をこの申告書に添付してください。なお、「親族関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて 1 年以上国内に居所を有しない個人をいいます。  
2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。  
① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し  
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

**5 扶養親族等の範囲**

①同一生計配偶者	受給者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 30 年中の所得の見積額が 38 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 103 万円以下）の人
②控除対象配偶者	①の同一生計配偶者のうち、平成 30 年中の所得の見積額が 1,000 万円以下である受給者の配偶者
③老人控除対象配偶者	②の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 24 年 1 月 1 日以前に生まれた人） ※ この申告書の「老人控除対象配偶者」欄に記載する人は、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に限られます。
④源泉控除対象配偶者	受給者（平成 30 年中の所得の見積額が 900 万円以下の人）に限り、①と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 30 年中の所得の見積額が 85 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 150 万円以下）の人
⑤扶 養 親 族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成 30 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人
⑥控除対象扶養親族	⑤の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人（平成 15 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑦特 定 扶 養 親 族	⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 8 年 1 月 2 日から平成 12 年 1 月 1 日までの間に生まれた人）
⑧老 人 扶 養 親 族	⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 24 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑨障害者（特別障害者）	受給者本人又はその①の同一生計配偶者や⑤の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が 1 級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 29 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑩同居特別障害者	①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族のうち特別障害者で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
⑪寡 婦	受給者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族とされている者、平成 30 年中の所得の見積額が 38 万円を超える者は除きます。）のある人 (イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫と離婚した後、婚姻していない人、 (ハ) 夫の生死が明らかでない人 ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成 30 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人 (イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫の生死が明らかでない人
⑫特 別 の 寡 婦	⑪の寡婦のうち、⑤の扶養親族である子を有し、かつ、平成 30 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人
⑬寡 夫	受給者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、平成 30 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人 (イ) 妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人、 (ハ) 妻の生死が明らかでない人

親族関係書類の添付箇所